

ID: 165

担当部署: 産業観光課

<b>処分の概要</b>	分担金の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	八頭町農地、農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例 第5条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第130号		
<p><b>【根拠条文】</b> (分担金の減免) 第5条 町長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、分担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日